

公 示

関税法第 69 条第 1 項の規定に基づく小名浜税関支署管内における輸出入貨物の検査場所を指定する公示（平成 30 年小掲示第 2 号）を下記のとおり改正し、令和 7 年 10 月 1 日から適用することとしたので、公示する。

令和 7 年 9 月 12 日

小名浜税関支署長 金 英幸

記

小名浜税関支署管内における輸出入貨物の検査場所

- 1 小名浜税関支署、小名浜税関支署相馬出張所及び小名浜税関支署福島空港出張所構内
- 2 保税地域
- 3 福島空港ビル国際線チェックインカウンター（出国旅客携帯品搬入口を含む。）
- 4 小名浜港 3 号ふ頭から 7 号ふ頭各岸壁及び同岸壁にけい留された本船（携帯品等旅具通関貨物に限る。）
- 5 藤原ふ頭各岸壁及び同岸壁にけい留された本船（携帯品等旅具通関貨物に限る。）
- 6 東港各岸壁及び同岸壁にけい留された本船（携帯品等旅具通関貨物に限る。）

ただし、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（昭和 55 年 8 月条約第 25 号「ワシントン条約」）附属書 I、附属書 II 及び附属書 III に掲げる種（同条約第 15 条 3 及び第 23 条 2 の規定により日本国が留保を付しているものを除く。）の標本（同条約第 1 条（b）に規定する標本をいう。）に該当する輸入貨物の検査場所については、小名浜税関支署福島空港出張所構内及び同出張所管轄区域内の保税地域に限る。